

令和 3 年 8 月 3 0 日

標茶町立小・中学校の保護者 様

標茶町教育委員会教育長 島 田 哲 男

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う北海道における緊急事態宣言に係る  
学校の対応について

日ごろから本町の教育活動につきまして多大なるご理解とご協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、北海道は8月27日～9月12日の期間緊急事態措置がとられることとなりました。

このことを踏まえ、標茶町として更なる感染拡大を防ぐため、標茶町立小・中学校において9月12日を期限として以下のような対応をとることといたしましたのでお知らせします。保護者の皆様には、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、各家庭においても不要不急の外出を控えること等、引き続き、危機感をもって基本的な感染症対策を徹底するよう重ねてお願い申し上げます。

#### 記

##### 【町立小・中学校の対応】

- 1 学校教育活動は、国の衛生管理マニュアルに基づいて感染防止対策を徹底した上で、実施します。ただし、対策を講じてもなおリスクが高いと学校が判断する活動は、実施を見合わせる場合があります
- 2 宣言期間中に実施予定の修学旅行は延期とします。
- 3 宣言期間中に実施予定の学芸会等の文化的行事は、内容を縮小して実施します。
- 4 中学校の部活動は休止とします。ただし、全道・全国大会に直結する大会等に出場する部活動に限り活動可能とし、感染症対策を十分に講じた上で時間や人数・活動内容などを厳選して行うこととします。（少年団活動等には中学校の部活動と同内容の活動となるよう要請します。）

##### 【ご家庭へのお願い】

- 1 不要不急の外出は控え、こまめな手洗いや手指の消毒を行ってください。
- 2 毎朝・晩に家族全員の検温を実施し、健康観察を継続してください。
- 3 室内のこまめな換気を実施してください。
- 4 児童生徒本人、及び同居家族に発熱又は風邪症状がある場合は、学校を休ませてください。また、その場合は可能な限り医療機関を受診するようお願いします。
- 5 感染者・濃厚接触者等に係る情報についての噂や差別偏見につながる言動は厳に慎んでください。
- 6 児童生徒及び同居家族がPCR検査を受ける場合は、学校へ連絡してください。

※問い合わせ先 標茶町教育委員会指導室（485-2111）